# 岐阜市地域生活支援拠点等

「誰もが自立してともに暮らすまちをめざして」 (第6期岐阜市障害福祉計画・第2期岐阜市障害児福祉計画 基本理念)

令和3年6月

## 目 次

- 1 地域生活支援拠点等の整備とは?
- 2 岐阜市地域生活支援拠点等の目的
- 3 岐阜市地域生活支援拠点等整備における5つの機能
- 4 岐阜市地域生活支援拠点等整備における「緊急」の定義
- 5 岐阜市における緊急時の対応
- 6 緊急時を見据えた事前準備
- 7 岐阜市地域生活支援拠点等整備のこれまでの取り組み

国の基本指針においては、市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することとしています。

地域生活支援拠点等の機能を確保(面的整備を推進)しつつ、充実に向け、毎年度、 岐阜市障害者総合支援協議会において運用状況の検証及び検討に努めます。

(第6期岐阜市障害福祉計画・第2期岐阜市障害児福祉計画より)

## 1 地域生活支援拠点等の整備とは?

#### 障がいのある方を地域全体で支えるサービス提供体制

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能(相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供を構築することです。

## 2 岐阜市地域生活支援拠点等の目的

- ・緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用を可能とすることにより、地域 における生活の安心感を担保する機能を備える。
- ・体験の機会の提供を通じて、施設や自宅からグループホーム、ひとり暮らし等への生活の場の場の移行をしやすくする体制を整備することにより、障がいのある人の地域での生活を支援する。

## 3 岐阜市地域生活支援拠点等整備における5つの機能

#### (1) 相談

障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に必要なサービスのコーディネートや相談 支援を行う。

#### (2) 緊急時の受け入れ・対応

短期入所等を活用した緊急時の受け入れ体制や医療機関への連絡等必要な対応を行う。

#### (3) 体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立のために、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用やひとり暮らしの体験の機会・場を提供する。

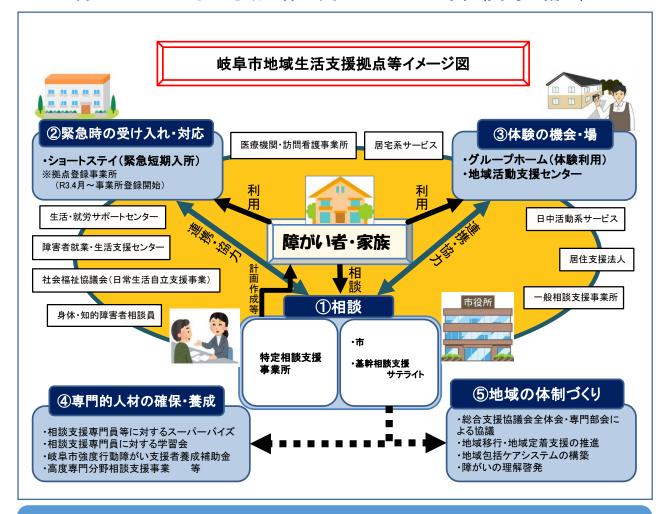
#### (4) 専門的人材の確保・養成

医療的なケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や専門的な対応ができる人材の養成を行う。

#### (5) 地域の体制づくり

地域のニーズに対応できるサービス提供体制の確保や地域の社会資源の連携体制の構築等を行う。

#### 障がいのある方を地域全体で支えるイメージ図(面的整備型)



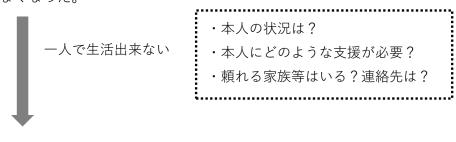
## 4 岐阜市地域生活支援拠点等整備における「緊急」の定義

「市内在住」かつ「普段、親等の介護により居宅で生活することができていた者が、介護を行う者の疾病等により不在、その他やむを得ない理由により、居宅で生活することができない場合」かつ「支援が当日又は翌日に必要な場合」

#### 例えば…

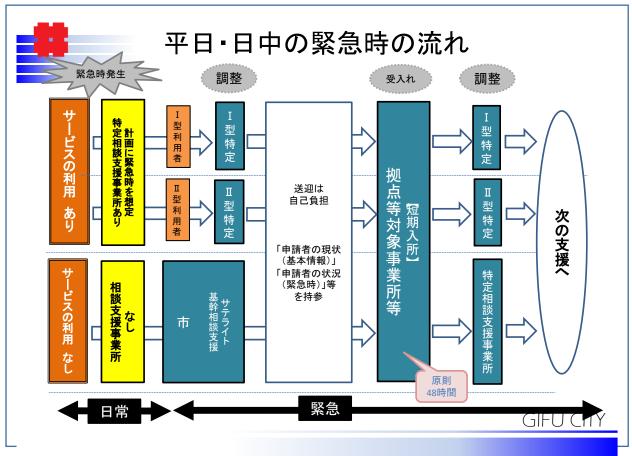
普段、高齢の親と重度の障がいのある人で生活。

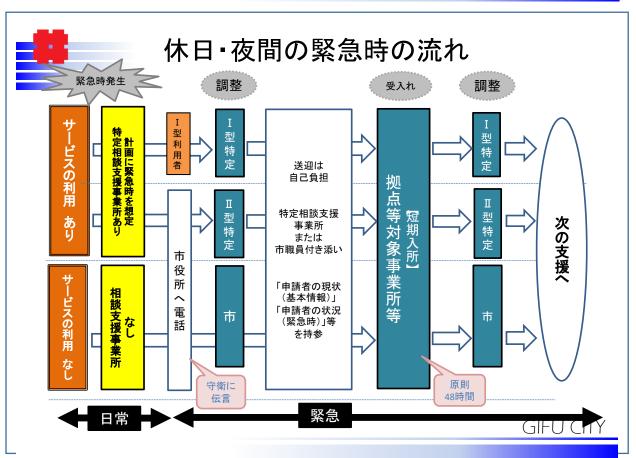
急遽、親が緊急入院、死亡となり、介護者が不在となったため、本人だけで生活することができなくなった。



緊急時の対応が必要

## 5 岐阜市における緊急時の対応





- ●Ⅰ型特定相談事業所とは・・・・夜間・休日に相談・対応可能な特定相談支援事業所
- ●Ⅰ型利用者とは・・・・・・・Ⅰ型特定相談支援事業所が計画相談を行っている利用者
- ●Ⅱ型特定相談支援事業所とは・・・夜間・休日に相談・対応困難な特定相談支援事業所
- ●Ⅱ型利用者とは・・・・・・・・Ⅱ型特定相談支援事業所が計画相談を行っている利用者



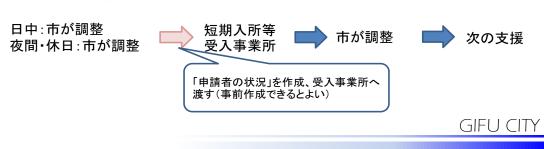
## I 型の特定利用者の場合

日中:通常通り対応 夜間·休日: I 型が調整 受入事業所 I 型が調整 次の支援

## Ⅱ型の特定利用者の場合

日中:通常通り対応 夜間・休日:市が調整 短期入所等 受入事業所 型型が調整 次の支援

## 特定相談支援事業所がない場合



※ | 型・||型の分類は、岐阜市における地域生活支援拠点等の整備における取り扱いです。

#### 上記の定義に基づく緊急時の対応

#### 【|型利用者】

・短期入所事業所等の受け入れ事業所との調整をⅠ型特定相談支援事業所が行います。

#### 【川型利用者やサービス未利用者】

- ・緊急時の対応が必要になった時、市役所代表番号(058-265-4141)へご連絡いただき、守衛に 伝言をしていただければ、市(障がい福祉課)で対応します。
- ・受け入れ先への送迎に関しては、基本利用者の自己負担と考えております。
- ・拠点等対象事業所での受け入れに関しては、原則 48 時間とします。
- ・休日・夜間対応後のサービス調整については、II型利用者に関してはII型特定相談支援事業所で次の支援へつなげていただきます。サービス未利用者に関しては、障がい福祉課・地域保健課・基幹相談支援サテライトから特定相談支援事業所へつなぎ、サービス調整をします。

## 6 緊急時を見据えた事前準備

緊急時の支援が見込めない世帯等、緊急時を見据えて事前に準備しておくことが大切です。 緊急事態に陥った場合であっても迅速に対応できるように「申請者の現状(基本情報)」・「申 請者の状況(緊急時)」を適宜作成していくことが必要です。

サービス利用している方については、令和3年4月よりサービス更新時等に特定相談支援 事業所より岐阜市へ提出いただくようご協力をお願いしています。

## 申請者の現状(基本情報) 相談支援事業者名 計画作成担当者 作成日 1. 概要(支援経過・現状と課題等) 2. 利用者の状況 氏 名 生年月日 年 齢 電話番号 住 所 [持家・借家・グループホーム・入所施設・医療機関・その他( FAX番号 障害程度区分 性別 家族構成 ※年齢、職業、主たる介護者等を記入 社会関係図 ※本人と関わりを持つ機関・人物等(役割) 生活歴 ※受診歴等含む 医療の状況 ※受診科目、頻度、主治医、疾患名、服薬状況等 本人の主訴(意向・希望) 家族の主訴(意向・希望) 3. 支援の状況 提供機関·提供者 支援内容 頻度 備考 公的支援 公的支援 (障害福 祉サービ ス、介護 保険等) その他の 支援

#### 申請者の状況(緊急時)

※「緊急時」とは、普段、親等の支援に居宅で生活することができた者が、支援を行う者の疾病等により不在、その他やむを得ない理由により、居宅で生活することができない場合であり、支援が当日又は翌日に必要な場合をいう。(本人の病状悪化時等は除く。)

作成日: 年

月

日

	・ 本人氏名: 本人氏名: 下記の記載内容について、緊急時に各関係機関に										
隻 j	提示すること					代筆者氏名	:				· . 続柄
	(フリガナ) 氏名			生	年月日	大正 ・昭和・平成	年	月	日	続柄	
主た		= 4m.									
る介	同居の有 職業	<b>月</b> 無	□ 同居 □ なし	□ 別居 □ あり	(			)			
護者	健康状態	E.	□良好		□悪い	(		)			
の状	心身障害		ロなし	□ あり	程度(	`		)			
況	介護負担	旦度	□ 過重	□ 中程度	口 比較	的軽い					
	その他		(	1							
緊	優先順位	氏 名		続柄等	電話番号(つながりやすい番号)			住 所			
急連	1	(1) [57.4   1   1   1   1   1   1   1   1   1									
絡先	2 *	系	**************************************	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	Z   3(7)	JIM E H B ) ** 9	K/00/2E/NJ/0 (1/	170 187071	74p XIX 13X	······································	() C (10±X)
,,,	3										
	【医療	1			'		<u>'</u>				
	● 定期	通院医療	寮機関 □	あり 口な	îL						
		番号		<u>↓</u> 医療機関名			診療科			電話番号	
		1)		<b>区</b> 惊悯 ( )			12 13K14	6岁7京1十		电阳田万	
		2	本人の	のかかりつけ	病院がある	る場合は記載					
		F-	F	•••••		•••••	•				
		3									
	● 薬の自己管理 □ 可 □ 不可 □ 定期服薬なし										
			+/故:		・( 現在の						
			の架	手帳の有無	□ あり	□なし	処方医療機関		1		
			服薬してい	るものに〇を付け			通院医療機関の番号	号を記載)		備る	
		定期薬		朝食前食後		_				薬の服用の仕方等	
				B	食前				-		合は記載
				昼   食後     夕   食前     食後					10/6/10		
利										****	
m m					前						
用者				ねる	11.1						
者の状				ねる 頓服	V 11-3						
者の	【 障がい		·	頓服	010						
者の状	(該当す	るものに	こ <b>ノ</b> してください	頓服							
者の状	(該当す	るものに 面	こ <b>ノ</b> してください	頓服							)
者の状	(該当す	るものに 面 I肢欠損	こ <b>√</b> してください 部位	頓服		□左上肢	□ 右下肢	Г	」		)
者の状	(該当す ● 身体i	るものに 面 I肢欠損 痺	こ <b>√</b> してください 部位 部位	頓服 ( ( 口右上	肢	□ 左上肢					)
者の状	(該当す ● 身体i	るものに 面 I肢欠損 痺	に <b>√</b> してください 部位 部位 ア □ 呼	頓服 ( ( 口右上	肢						) )
者の状	(該当す ● 身体i	るものに面限を損害を	<b>こ少</b> してください 部位 部位 ア □ 呼	頓服 ( ( □ 右上 吸器 の他 (	肢 □ 経管栄養	養 □ 吸引					) )
者の状	(該身体) □ 口 麻 □ 医	るものに面限を損害を	c <b>v</b> してください 部位 部位 ア □ 呼 □ そ	頓服 ( ( □ 右上 吸器 の他 ( 薬コントロール	肢 □ 経管栄養	養 □ 吸引					)
者の状	(該当す体) □ 四	るものに 放力 を表現	<b>こ少</b> してください 部位 部位 ア □ マ - · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	頓服 ( ( □ 右上 吸器 の他 ( 薬コントロール	肢 □ 経管栄養	養 □ 吸引					) )
者の状	(該当す体) □ 四	るものに面限を損害を持た。	<b>こ少</b> してください 部位 部位 ア □ マ - · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	頓服 ( ( □ 右上 吸器 の他 ( 薬コントロール	肢 □ 経管栄養	養 □ 吸引					) )
者の状	(該身□□□□ 精□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	るものに 損 欠 かん ま 覚・妄	で <b>少</b> してください 部位位 ア □ □ ( 障害 → ( 服備:	頓服 ( ( □ 右上 吸器 の他 ( 薬コントロール	肢 □ 経管栄養	養 □ 吸引 ]不可					) )
者の状	(該身□□□□ 精□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	るものに 東 療 面 ん 度 の かん 動	で <b>少</b> してください 部位位 ア □ □ ( 障害 → ( 服備:	頓服 ( ( □ 右上 吸器 の他 ( 薬コントロール 考:	肢 □ 経管栄養	養 □ 吸引 ]不可					) )
者の状	●は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	るものに 海療 面ん 度 覚傷・他の は りょうしん かん しゅう ない まま きょうしん かい まま きょうしん しゅう かいしん しゅう かいしん しゅう かいしん しゅうしん しゅん しゅん しゅん しゅん しゅん しゅん しゅん しゅん しゅん し	で <b>V</b> してください 部位位 ア □ □ ← ( 備障害	頓服 ( ( □ 右上 吸器 の他 ( 薬コントロール 考:	肢 □ 経管栄養	養 □ 吸引 ]不可 ]不可					) )
者の状	●は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	るものに 海療 面ん 度 覚傷・他の は りょうしん かん しゅう ない まま きょうしん かい まま きょうしん しゅう かいしん しゅう かいしん しゅう かいしん しゅうしん しゅん しゅん しゅん しゅん しゅん しゅん しゅん しゅん しゅん し	で <b>V</b> してください 部位位 ア □ □ ← ( 備障害	・ ( ( の 吸 器 の 他 ( 薬 コントロール 考: 薬 コントロール	肢 □ 経管栄養	養 □ 吸引 ]不可 ]不可		カテーテル	_	モニター	)
者の状	●は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	るものに 海療 面ん 度 覚傷・他の は りょうしん かん しゅう ない まま きょうしん かい まま きょうしん しゅう かいしん しゅう かいしん しゅう かいしん しゅうしん しゅん しゅん しゅん しゅん しゅん しゅん しゅん しゅん しゅん し	で <b>V</b> してください 部位位 ア □ □ ← ( 備障害	・ ( ( の 吸 器 の 他 ( 薬 コントロール 考: 薬 コントロール	肢 □ 経管栄養	養 □ 吸引 ]不可 ]不可		カテーテル	_	モニター	)
者の状況	●は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	るものに 海療 面ん 度 覚傷・他の は りょうしん かん しゅう ない まま きょうしん かい まま きょうしん しゅう かいしん しゅう かいしん しゅう かいしん しゅうしん しゅん しゅん しゅん しゅん しゅん しゅん しゅん しゅん しゅん し	で してください お 位 位 で そ で ま に	頓服 (	肢 □ 経管栄養 □ 可 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	養 □ 吸引 ]不可 ]不可	・食物等のア	カテーテル	がある方(	モニター	)
者の状	●は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	る面 肢痺療 面ん 度 覚傷 他 一	で <b>レ</b> してください 部位位 ア	<ul><li>頓服</li><li>( ( 吸器 の他 ( 薬コントロール 著: 薬コントロール ギー、</li><li>わり等のほか</li></ul>	肢 □ 砰 □ □ 瞬わり方など	養 □ 吸引 ]不可 ]不可	・食物等のア	カテーテル	がある方(	モニター	)

## 7 岐阜市地域生活支援拠点等整備のこれまでの取り組み

協議日時・場所				協議内容	出席	
平 成 30 年	9月	岐阜市障害者 総合支援協議会	第6回 専門部会	<ul> <li>・地域生活支援拠点等について【初版】</li> <li>・地域生活支援拠点等の好事例集</li> <li>・地域生活支援拠点等に係る加算について</li> <li>・岐阜市の現状と課題</li> <li>・岐阜市の方針(案)</li> <li>・意見交流</li> </ul>	関係機関 13カ所 特定相談支援事業所 11カ所 基幹相談支援サテライト 4カ所	
				各法人に向け「地域生活支援拠点等整備についてのアンケート」を実施 【相談支援】 【施設入所】 【短期入所・宿泊型自立訓練】 【共同生活援助】	障害者支援施設 5カ所 短期入所事業所 10カ所 宿泊型自立訓練事業所 2カ所 共同生活援助事業所 18カ所 特定相談支援事業所 30カ所 基幹相談支援サテライト 4カ所	
平 成 30 年	12月	岐阜市障害者総合支援協議会	第9回 専門部会	・岐阜市地域生活支援拠点等整備についてのアンケート結果報告 ・岐阜市地域生活支援拠点等整備に向けた課題と課題解決に向けた取り組み (アンケート結果から見る岐阜市の課題と検討ワーキング協議の進め方・ポイント)	関係機関 10カ所 特定相談支援事業所 14カ所 基幹相談支援サテライト 4カ所	
				ワークシート(短期入所事業所へのアンケート)を実施 ①短期入所の稼働率・職員配置等、事業所の実情 ②緊急時の受け入れ要請があった場合の対応・年間件数 ③未利用から急遽利用の申し入れがあった場合の対応 ④満床の際の対応 ⑤障がい種別毎の整備の必要性 ⑥空床の確保料、人員の確保料の積算		
	1月	検討ワーキ (緊急時の受け入れ		・各短期入所事業所の実情を聞きながら、課題について協議	短期入所事業所	
平成	1月	検討ワーキ (緊急時の受け入れ		・緊急時の受け入れ・対応事業所の選定 ・未利用者への対応(1障がいについき1事業所を整備)	短期入所事業所	
年	2月	検討ワーキ (相談①		・緊急時の定義     ・障がい種別毎の対応     ・緊急対応 (24時間365日) の必要性     ・緊急時のリスクを軽減するための事前準備     ・緊急時の流れ	特定相談支援事業所 22名	
				ワークシート(相談支援専門員へのアンケート)を実施	特定相談支援事業所 26カ所 (相談支援専門員 44名から回答)	
	3月	検討ワーキ (相談②		・緊急相談対応の体制 緊急相談対応の流れ 拠点等事業所としての登録について ・意見交換 (グループワーク)	特定相談支援事業所 15名	
平成	3月	相談支援専F 対象とし 学習会	た	事例検討を通して 「緊急相談・緊急対応のあり方」に関するアンケートを実施	特定相談支援事業所 19カ所 (23名) 基幹相談支援サテライト 3カ所 (3名) 障害者生活支援センター 1カ所 (2名)	
年	3月	検討ワーキ (体験の機会		・GHへの地域移行の必要性 ①GH1室確保することの妥当性 ②GH空き部屋等の情報提供 ・一人暮らしへの地域移行 ・事例発表	宿泊型自立訓練 1カ所 (2名) 共同生活援助事業所 2カ所 (3名) 特定相談支援事業所 16カ所 (17名) 基幹相談支援サテライト 3カ所 (3名) 地域活動支援センター 1カ所 (1名)	
	3月			障がい者関係団体からの意見聴取		
令和	9月	岐阜市障害者 総合支援協議会	第1回 専門部会	・緊急時スムーズに対応するための情報をまとめた書式(案) ・意見交換(グループワーク)	短期入所事業所 4カ所 特定相談支援事業所 12カ所 基幹相談支援サテライト 4カ所	
和 2 年	12月	岐阜市障害者 総合支援協議会	第4回 専門部会	・岐阜市における緊急時の相談の流れ(休日・夜間の緊急時の流れ) ・申請者の状況(緊急時)書式(案) ・地域生活支援拠点整備に係る加算について ・地域生活支援拠点等事業所の登録について	短期入所事業所 4カ所 特定相談支援事業所 20カ所 基幹相談支援サテライト 4カ所	



検討ワーキング(相談支援事業所)

第1回(H31.2.14)

第2回(H31.3.25)

# 地域生活支援拠点等整備について(相談)

参加者:市内一般·特定相談支援事業所(第1回:22名、第2回:16名)

GIFU CITY



## 論点•課題

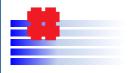
- 緊急時の定義
- 障がい種別毎の対応
- 緊急対応(24時間365日)の必要性
- 緊急時のリスクを軽減するための事前準備
- 体制整備



## 主な意見

- 障がい種別によって相談の頻度や対応方法が異なる。
- 既に福祉サービスを利用している場合は、緊急時を想定した計画作成 (サービス調整)および本人等への説明ができるのではないか。
- 現在の計画の書式には緊急時の連絡先等はないため、書式を変更する必要がある。ただし、項目が多いと相談員の負担が多くなる。
- 親亡き後の状況はいつ起こるかわからないため、24時間365日の対応が必要。しかし、特定相談支援事業所で24時間365日対応できる体制整備は困難なことが多い。
- 担当している計画相談の利用者については、できる限り緊急時の対応 するようにしている。
- 短期入所以外の緊急時のサービス(居宅介護等)があるとよい。

GIFU CITY



## まとめ

- 緊急時の定義:「市内在住」かつ「普段、親等の介護により居宅で生活することができていた者が、介護を行うものの疾病等により不在、その他やむを得ない理由により、居宅で生活することができない場合」かつ「支援が当日又は翌日に必要な場合」とした。
- 入院等の本人の医療に関する緊急対応は、含まない。
- 緊急のリスクを軽減するための事前準備として、日常的に「緊急を見据えたアセスメント」「緊急を見据えたサービス調整」「家族全体の関係機関と対応方針の共有」を実施する。(そのための書式・マニュアルを整備する)
- 特定相談支援事業所を以下の形態に整理
  - ① **I 型特定相談支援事業所**: 夜間・休日においても対応可(拠点等事業所として登録可) 利用者の夜間・休日の緊急時にも対応(サービス調整等)を実施。
  - ② II 型特定相談支援事業所: 夜間・休日の対応が困難(拠点等事業所として登録不可) 利用者の夜間・休日の緊急時は対応できないため、直営や委託等の他の方法での体制確保が必要。
- サービス未利用者の対応についても、年間数件の見込みだが、体制を整える必要があるため、直営や委託等の他の方法での体制確保が必要。



検討ワーキング(短期入所事業所)

第1回(H31.1.16)

第2回(H31.1.30)

# 地域生活支援拠点等整備について (緊急時の受け入れ・対応)

参加者:第二恵光 第三恵光 みどり荘 はなみずき苑 日野恵光 ショートステイリハビリランド はばたき いぶき 順不同

GIFU CITY



## 論点 課題

- 緊急時の定義
- 障がい種別毎の整備
- 未利用者への対応
- 受け入れ期間
- 満床の際の対応
- 体制整備(輪番制等)
- 人員確保、それに見合う報酬



## 主な意見

- 障がい毎に緊急受け入れ先が決まっているのが望ましい。
- 緊急時の受け入れ要請は年2~3件。通所利用者及び既利用者であれば受け入れている。
- 未利用者等からではなく、特定・一般相談支援事業所及び 基幹相談支援センター・サテライトが情報を集約した上で、 連絡をお願いしたい。
- 短期間での受け入れであれば可能かもしれないが、長期間になると職員への負担が大きい。
- 自事業所以外の介助者による支援の受け入れは安全管理 上望ましくないが、検討の余地はある。
- 緊急時は満床の場合でも、一時的な寝床を確保すれば利用は可能である。

GIFU CITY



## まとめ

- 緊急時の定義:「介護をしていた親が急病や事故により、長期間入院することとなった場合」、「介護をしていた親が長期出張等のため、一定期間介護が難しくなった場合」
- 連絡は特定・一般相談支援事業所及び基幹相談支援センター・サテライトから行う。
- 受け入れ期間は、原則48時間以内とし、速やかに計画相談支援事業 所がその後の調整を行う。
- 通所利用者及び既利用者であれば緊急時の対応を自事業所が中心と なって行う。
- 未利用者等にする受け入れ先として 身体:はなみずき苑、知的:第二・三恵光 精神:ふなぶせ、全般:ショートステイリハビリランド とするが、他の短期入所事業所(市内外)と連携し、対応する。
- 満床の場合は、空きスペース等で簡易ベッド等を利用して、受け入れることも検討する。



検討ワーキング(GH・自立訓練・ 相談支援事業所・地域活動センター)

第1回(H31.3.25)

# 地域生活支援拠点等整備について (体験の機会・場)

参加者:グループホームほたるの杜岐阜県庁南 ケアホーム恵光 はばたき はなみずき苑指定相談支援事業所 くらしケア介護障 がい相談センター 指定相談支援事業所うかい 障害者総合生活 支援センタークロス 支援センターふなぶせ 岐阜ヘルパー居宅 介護サービス いぶき ゆりかご成育センター リトル☆スター ス テップ だれでもわがやん 支援センターふなぶせ南 特定相談支 援事業所ほたるの光

GIFU CITY



## 論点 : 課題

- GH移行希望者等が多数いる状況において、空室 を確保することの妥当性
- GHの空き部屋等の情報提供
- 一人暮らし等への地域移行を進める上での、地域 移行支援、地域定着支援の位置付け
- 岐阜市の社会資源(日中活動)



## 主な意見

#### GHへの地域移行

- 体験利用は可能だが、利用希望者が多いので1室空けておくのは 難しい。
- 利用する障がい者の特性を理解している事業所で体験するほうがよ
- 1室確保してあれば、障害者にとってGHを体験できる貴重な場とな る。

#### 一人暮らしへの地域移行

- 今までは利用者がいなかったが、今後は一般相談支援事業所の指 定をとる予定。
- 利用者からの要望を受けて判断していく。精神障がい者は居住先か ら断られることが多い。
- 相談支援専門員一人では一般相談支援業務まで行うのは困難。

#### 岐阜市の社会資源

● 一定数の精神障がい者の利用があり資源としてはある。

GIFU CITY



## まとめ

#### GHへの地域移行

- 希望者等が多数いる中で1室確保することは困難。
- 社会資源を確保するために、GHの整備を進めていく。
- 情報提供可能なGHについては、空室情報(体験利用を含む)を 相談支援事業所等に提供する。

#### 一人暮らしへの地域移行

- 事例検討を行い、一般相談支援事業所の指定事業所数及び利 用者数の増加を目指す。
- 地域移行支援、地域定着支援の利用、利用の促しを以て、体験 の機会・場としての機能の一つとする。
- 自立生活援助の活用も視野にいれていく。

#### 岐阜市の社会資源

- 社会資源としては充足している。
- 在芸真源としては元をしている。 身体・知的障がいについては、既存事業の機能を強化する。 GIFU CITY